

大熊町通学路交通安全プログラム ～通学路の安全確保に関する取組方針～



令和 7 年 4 月

大熊町通学路交通安全推進会議

1. プログラムの目的

国は、平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する痛ましい交通事故が相次いで発生したことを受け、同年5月、全ての公立小学校等の通学路の点検及び学校、警察、道路管理者の連携による危険箇所への緊急合同点検の実施、必要な対策の検討・実施による通学路の交通安全の確保の徹底を全国の自治体に通知しました。これを受け、平成24年11月末まで、関係機関が連携し、通学路における交通安全の確保に向けた緊急合同点検が全国一斉に実施されました。

当町においては、東日本大震災に起因する原子力発電所事故の影響により、町全体が避難を余儀なくされ町の立入に制限が生じていた。

令和5年4月に、認定こども園（預かり保育）・義務教育学校・学童保育が一体となった教育施設「学び舎ゆめの森」が開校し、約12年ぶりに町内での教育活動の再開を果たし、今後の児童・生徒数等の増加を踏まえ通学路における交通安全の確保は急務であることから、関係機関の連携体制や合同点検の手順などをまとめた、「大熊町通学路交通安全プログラム」を策定いたしました。

2. 大熊町通学路交通安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーとする「大熊町通学路安全推進会議」を設置します。ただし、必要に応じて、以下の機関以外のメンバーを加えることとします。

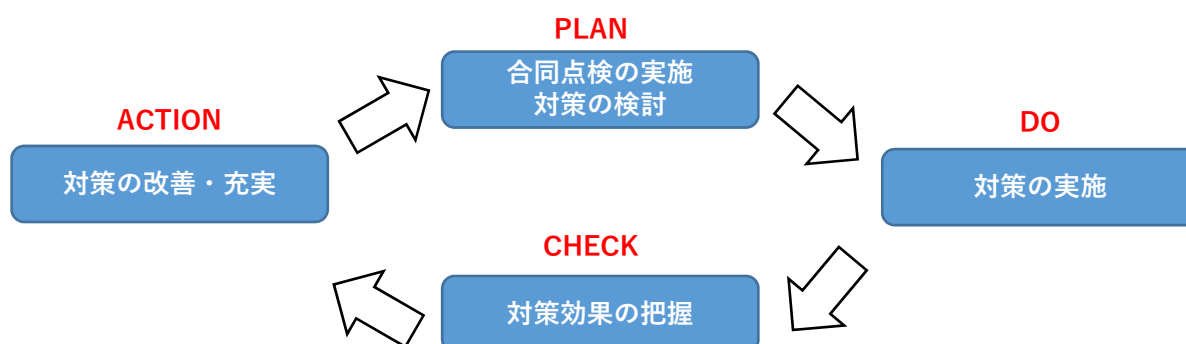
- | | |
|-----------|-----------------|
| ・大熊町教育委員会 | ・大熊町復興事業課 |
| ・大熊町環境対策課 | ・学び舎 ゆめの森 |
| ・双葉警察署 | ・学び舎 ゆめの森 保護者代表 |

3. 取組方針

（1）基本的な考え方

- ・交通事故防止及び防犯の観点から通学路の安全確保を行います。
- ・関係機関による通学路の合同点検（定期及び緊急）を実施するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善に努めます。
- ・これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

- ・効率的・効果的な合同点検を実施するため、通学路交通安全推進会議において、実施箇所を選定し年1回合同点検を実施します。ただし、緊急性の場合は随時実施します。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から対策必要箇所について、具体的メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、予算の確保や実施時期について関係機関で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の効果について、実際の効果が出ているか、また、児童、生徒等が安心・安全を感じているか等確認するため、聞き取りやアンケート調査を行うなど、対策効果を把握するための方法を検討し、実施します。

(6) 対策の改善・再検討

- ・対策実施後においても、定期的な合同点検や状況把握をし、対策内容の検討・改善・充実を図っていきます。

4. 合同点検結果等の公表

- ・合同点検結果や対策内容について、関係機関で連絡を図り情報共有するため、合同点検結果や対策箇所などを作成し、公表します。

